証券コード 3591

株式会社ワコールホールディングス

第71期 定時株主総会 招集ご通知

決議事項

第1号議案　取締役7名選任の件
第2号議案　監査役2名選任の件
第3号議案　役員賞与支給の件

目 次

第71期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 21
連結計算書類 …… 43
計算書類 …… 45
監査報告書 …… 47

開催日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

京都市南区吉祥院中島町29番地
当社本社ビル 10階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

**株主総会ご出席の株主さまへの
お土産は配布しておりません。
何卒ご理解くださいますよう
お願い申しあげます。**

株主の皆さまへ

証券コード 3591
2019年6月3日

京都市南区吉祥院中島町29番地
株式会社ワコールホールディングス
代表取締役社長　安　原　弘　展

第71期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使に際しましては、本招集ご通知3、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

日　時

2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場　所

京都市南区吉祥院中島町29番地（JR西大路駅前西入）

当社本社ビル　10階ホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目的事項

報告事項

1. 第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
   事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
   計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案　**取締役7名選任の件**
第2号議案　**監査役2名選任の件**
第3号議案　**役員賞与支給の件**

以　上

※当日は節電対策の一環として、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の3方法をご参照いただき行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会への出席



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時
2019年6月27日（木曜日）
午前10時

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、下記行使期限までに到着するよう、ご返送をお願い申しあげます。

行使期限
2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット



詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

行使期限
2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分投票分まで

1. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち「連結資本勘定計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（※）に掲載しておりますので、本招集ご通知の報告事項に関する添付書類には記載しておりません。
   なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の報告事項に関する添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイト（※）に掲載した「連結資本勘定計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」も含まれております。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。
3. 本総会の決議結果につきましては、決議通知の送付に代え、株主総会終了後、当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。

※当社ウェブサイト https://www.wacoalholdings.jp/ir/soukai.html

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

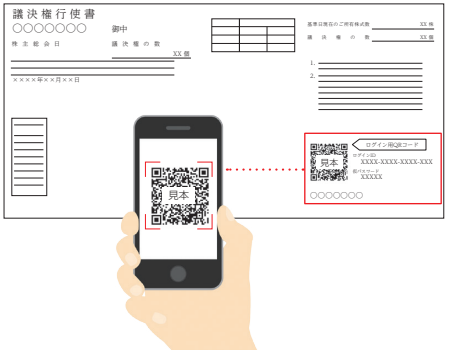
2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分投票分まで

QRコードを読み取る方法

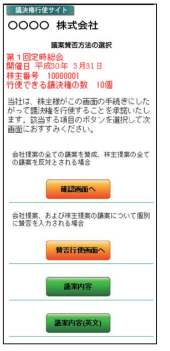
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。
QRコードを用いずに議決権を行使する場合は次頁をご確認ください。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再度ログインする場合、もしくは議決権を再行使する場合は、次頁の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120−173−027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまへ

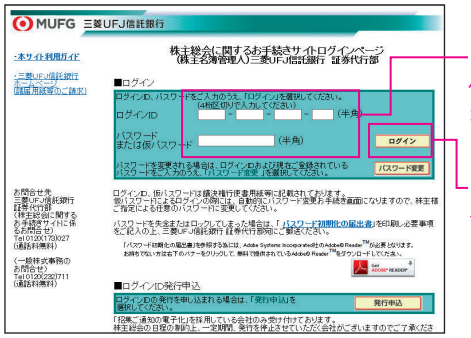
機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

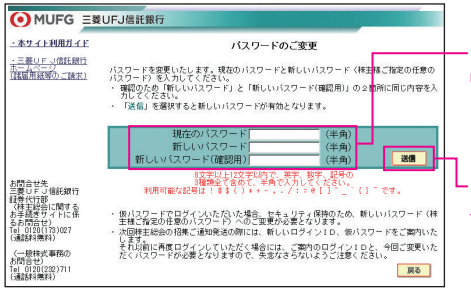
議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録してください。



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン、タブレット端末のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役塚本能交氏、安原弘展氏、若林正哉氏、山口雅史氏、宮城　晃氏、黛　まどか氏、齋藤　茂氏、岩井恒彦氏の8名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、「役員の選任基準」（本招集ご通知17頁に記載）に基づき、独立社外取締役が委員長を務める役員指名諮問委員会の答申を受け決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外役員の独立性基準」（本招集ご通知17、18頁に記載）を満たしております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位等	取締役会出席状況
1	再任 つか もと よし かた 塚本能交	代表取締役会長	14回／14回 (100%)
2	再任 やす はら ひろ のぶ 安原弘展	代表取締役社長 役員指名諮問委員会委員	14回／14回 (100%)
3	再任 やま ぐち まさ し 山口雅史	常務取締役 企業倫理・リスク管理委員会委員 役員指名諮問委員会委員 役員報酬諮問委員会委員	14回／14回 (100%)
4	再任 みや ぎ あきら 宮城晃	取締役 企業倫理・リスク管理委員会委員 役員報酬諮問委員会委員	10回／10回 (100%)
5	再任 まゆずみ 黛 まどか 独立役員 社外取締役候補者 女性役員	社外取締役 役員指名諮問委員会委員 役員報酬諮問委員会委員	14回／14回 (100%)
6	再任 さい とう しげる 齋藤茂 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役 役員指名諮問委員会委員 役員報酬諮問委員会委員	13回／14回 (93%)
7	再任 いわ い つね ひこ 岩井恒彦 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役 役員指名諮問委員会委員長 役員報酬諮問委員会委員長	10回／10回 (100%)

（注）宮城　晃氏、岩井恒彦氏の出席状況については、2018年6月28日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号

1 塚本 能交（つかもと よしかた）

1948年1月29日生（満71歳）

再　任

所有する当社株式の数

288,068 株

取締役在任期間

41 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

14 回 ／ 14 回（100%）



略歴・地位・担当

1972年 4 月	当社入社
1977年11月	当社取締役
1981年11月	当社常務取締役
1984年 9 月	当社代表取締役副社長
1987年 6 月	当社代表取締役社長
2005年10月	株式会社ワコール代表取締役社長執行役員
2011年 4 月	同社代表取締役会長
2018年 6 月	当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

1987年より当社代表取締役社長として、2018年6月からは当社代表取締役会長として経営を担っており、この豊富な経験及び実績を今後も当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

WACOAL INTERNATIONAL CORP.取締役会長

当社との特別の利害関係

当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2 安原 弘展（やすはら ひろのぶ）

1951年12月28日生（満67歳）

再　任

所有する当社株式の数
9,400 株

取締役在任期間
8 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況
14 回 ／ 14 回（100%）



略歴・地位・担当

1975年 3 月	当社入社
1997年 4 月	華歌爾（中国）時装有限公司総経理
2005年 4 月	当社執行役員ウイングブランド事業本部長
2006年 6 月	株式会社ワコール取締役常務執行役員 ウイングブランド事業本部長
2010年 4 月	同社取締役専務執行役員 ワコールブランド事業本部長
2011年 4 月	株式会社ワコール代表取締役社長執行役員
2011年 6 月	当社取締役
2013年 6 月	当社専務取締役
2016年 6 月	当社取締役副社長
2018年 4 月	株式会社ワコール代表取締役会長（現任）
2018年 6 月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

主たる事業会社である株式会社ワコールの営業部門での豊富な経験に加え、2018年4月からは株式会社ワコールの代表取締役会長として、2018年6月からは当社代表取締役社長として経営を担っていることから、当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社ワコール代表取締役会長

当社との特別の利害関係

当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

山口 雅史（やまぐち まさし）

1957年11月26日生（満61歳）

再　任

所有する当社株式の数

3,100 株

取締役在任期間

4 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

14 回 ／ 14 回（100%）



略歴・地位・担当

1981年 4 月	当社入社
2006年 4 月	株式会社ワコール ウイングブランド事業本部事業管理部長
2011年 4 月	同社執行役員人事部長
2013年 4 月	同社取締役執行役員人事総務本部長
2014年 4 月	同社取締役常務執行役員人事総務本部長
2015年 4 月	同社取締役専務執行役員 管理部門担当兼人事総務本部長
2015年 6 月	当社取締役人事総務担当
2017年 4 月	株式会社ワコール取締役副社長執行役員 管理部門担当兼人事総務本部長
2017年 6 月	当社常務取締役人事総務担当兼未来事業担当（現任）
2019年 4 月	株式会社ワコール取締役副社長執行役員 管理部門担当（現任）

取締役候補者とした理由

主たる事業会社である株式会社ワコールのスタッフ部門、とりわけ経理・人事部門での豊富な経験と実績から当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社ワコール取締役副社長執行役員

当社との特別の利害関係

当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

宮城 晃（みやぎ あきら）

1960年10月18日生（満58歳）

再　任

所有する当社株式の数

2,900 株

取締役在任期間

1 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

10 回 ／ 10 回（100%）
（当社取締役就任後）



略歴・地位・担当

1984年 3 月	当社入社
2007年10月	株式会社ワコール ワコールブランド事業本部 事業統括部事業管理部長
2011年 4 月	華歌爾（中国）時装有限公司董事副総経理
2014年 4 月	当社経営企画部長
2017年 4 月	株式会社ワコール執行役員
2018年 6 月	当社取締役経営企画部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社及び主たる事業会社である株式会社ワコールのスタッフ部門、とりわけ事業管理・経営企画部門での豊富な経験と実績から当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

特にありません。

当社との特別の利害関係

当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

まゆずみ

黛　まどか

（戸籍上の氏名：黛　円）

1962年7月31日生（満56歳）

再　任　独立役員　社外取締役候補者　女性役員

所有する当社株式の数

0 株

取締役在任期間

4 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

14 回 ／ 14 回（100%）



略歴・地位・担当

1996年 8 月	俳句誌「月刊ヘップバーン」創刊・主宰
2001年 1 月	文部科学省文化審議会「国語分科会」委員
2004年12月	内閣官房「文化外交の推進に関する懇談会」委員
2013年 5 月	文部科学大臣「文化芸術立国の実現のための懇話会」委員
2014年 4 月	文部科学省文化審議会「文化政策部会」委員
2014年 4 月	当社顧問
2015年 6 月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

北里大学客員教授

昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科客員教授

京都橘大学文学部日本語日本文学科客員教授

公益財団法人東日本鉄道文化財団評議員

社外取締役候補者とした理由

黛　まどか氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、国内外の文化芸術分野において広く活躍され、その見識をもって当社の経営に貢献していただいております。また、消費者視点、女性視点からも有益な意見と提言をいただいております。それらのことにより、企業価値の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社との特別の利害関係

同氏については、2017年1月から同年12月まで、株式会社ワコールが主催しております ワコールスタディホール京都の講師業務を委嘱しておりましたが、2018年以降は委嘱しておりません。また、その報酬額は年間100万円未満であり、このほかの利害関係はありません。なお、社外取締役に選任される以前の2014年4月から2015年6月まで、当社顧問として社会的課題解決の見地からの助言、並びに当社及び株式会社ワコールの従業員教育を委嘱しておりましたが、その報酬額は400万円未満であり、同氏の独立性に問題はありません。

（注）1. 当社は、黛　まどか氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

2. 当社は、黛　まどか氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間にて当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

6 齋藤（さいとう） 茂（しげる）

1957年1月26日生（満62歳）

再　任　独立役員　社外取締役候補者

所有する当社株式の数
100 株

取締役在任期間
2 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況
13 回 ／ 14 回（93%）



略歴・地位・担当

1979年11月	株式会社トーセ入社 同社開発本部長
1985年10月	同社取締役
1987年 2 月	同社代表取締役社長
2004年 9 月	同社代表取締役社長兼CEO
2015年12月	同社代表取締役会長兼CEO（現任）
2017年 6 月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

齋藤　茂氏は、グローバルに展開するソフトウェア開発企業の代表取締役会長や他社の社外取締役を務めておられ、企業経営者として培われた知見と経験をもって当社の経営に貢献していただいております。また、IT分野に関する専門知識を有しておられ、当社のIT戦略に対しても有益な意見や提言をいただいております。それらのことにより、企業価値の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社トーセ代表取締役会長兼CEO

株式会社SCREENホールディングス社外取締役

当社との特別の利害関係

当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 1. 当社は、齋藤　茂氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は、齋藤　茂氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間にて当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

7 岩井 恒彦（いわい つねひこ）

1953年5月28日生（満66歳）

再　任　独立役員　社外取締役候補者

所有する当社株式の数

0 株

取締役在任期間

1 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

10 回 ／ 10 回（100%）
（当社取締役就任後）



略歴・地位・担当

1979年 4 月	株式会社資生堂入社
2002年 4 月	同社研究所製品化計画部長
2008年 4 月	同社執行役員技術部長
2014年 6 月	同社取締役執行役員常務 研究、生産、技術総括担当
2016年 1 月	同社代表取締役執行役員副社長 技術イノベーション本部長
2018年 3 月	同社シニアアドバイザー（現任）
2018年 6 月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

岩井恒彦氏は、グローバルに展開する化粧品製造企業の代表取締役を務めておられました。企業経営者として培われた知見と経験に加えて研究、生産、技術に関する専門知識を有しておられ、それらをもって当社の経営に貢献していただいております。また、コンプライアンスに関する知見、当社と同じく主な顧客が女性である企業で培われた知見も有しておられ、それらに関する有益な意見と提言もいただいております。それらのことにより、企業価値の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社資生堂シニアアドバイザー

当社との特別の利害関係

当社グループは株式会社資生堂のグループ会社から製品を仕入れておりますが、直近事業年度におけるその取引額は双方の連結売上高の0.1％未満であり、同氏の独立性に問題はありません。

（注）1. 当社は、岩井恒彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は、岩井恒彦氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間にて当該責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役廣島清隆氏、白井　弘氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、監査役候補者は、「役員の選任基準」（本招集ご通知17頁に記載）に基づき決定しております。加えて、社外監査役候補者については、「社外役員の独立性基準」（本招集ご通知17、18頁に記載）を満たしております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	再任 廣島清隆（ひろしまきよたか）	常勤監査役	14回／14回（100%）	15回／15回（100%）
2	再任 白井　弘（しらいひろし） 独立役員 社外監査役候補者	社外監査役	14回／14回（100%）	15回／15回（100%）

候補者番号

1

廣島 清隆（ひろしま きよたか）

1958年１月４日生（満61歳）

再　任

所有する当社株式の数

3,900 株

監査役在任期間

４年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

14 回／14 回（100%）

当事業年度開催の監査役会出席状況

15 回／15 回（100%）



略歴・地位

1981年４月	当社入社
2008年４月	株式会社ワコール技術・生産本部材料管理部長
2009年４月	同社技術・生産本部生産統括部長
2010年４月	同社執行役員技術・生産本部長
2011年４月	同社取締役執行役員技術・生産本部長
2015年４月	同社取締役執行役員技術・生産部門担当
2015年６月	同社監査役（現任）
2015年６月	当社監査役（現任）

監査役候補者とした理由

主たる事業会社である株式会社ワコールで取締役を務めたことにより培われた見識や、技術・生産部門での豊富な知識や経験を有しており、それらをもって当社の監査を担っています。今後もそれらを当社の監査体制に活かすことができると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社ワコール監査役

当社との特別の利害関係

当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 **2**

白井（しらい） 弘（ひろし）

1953年10月21日生（満65歳）

再　任　独立役員　社外監査役候補者

所有する当社株式の数
2,900 株

監査役在任期間
4 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況
14 回 ／ 14 回（100%）

当事業年度開催の監査役会出席状況
15 回 ／ 15 回（100%）



略歴・地位

1977年11月	プライスウォーターハウス会計事務所入所
1982年 8 月	公認会計士登録
1992年 7 月	青山監査法人入所
2007年 8 月	監査法人トーマツ入所
2010年 6 月	日本公認会計士協会近畿会副会長就任
2011年10月	白井公認会計士事務所開設、所長（現任）
2012年 6 月	株式会社アルテコ社外監査役（現任）
2015年 6 月	当社社外監査役（現任）
2016年 3 月	株式会社ノーリツ社外監査役
2016年 4 月	公立大学法人大阪市立大学理事
2019年 4 月	公立大学法人大阪監事（現任）

重要な兼職の状況

白井公認会計士事務所所長

株式会社アルテコ社外監査役

公立大学法人大阪監事

社外監査役候補者とした理由

白井　弘氏は、公認会計士としての米国会計基準を含む会計・財務の専門的な知識、経験に加え、他社における社外監査役としての企業経営の知見や経験を有しておられます。それらの専門的知識や知見、経験をもって当社の監査を行っていただいております。今後もそれらを当社の監査体制に活かしていただきたいため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

当社との特別の利害関係

当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。同氏は、2007年8月から2011年9月まで、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属しておられましたが、その間当社の監査業務に関与されたことはなく、同監査法人を2011年9月に退所後すでに7年8か月が経過しており、同氏の独立性に問題はありません。

(注) 1. 当社は、白井　弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は、白井　弘氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第36条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間にて当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役のうち、社外取締役を除く5名に対し、当事業年度の業績等を勘案して役員賞与総額4,000万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

ご参考

■ 取締役候補者及び監査役候補者の選任について

役員の選任基準

当社は取締役および監査役の選解任基準として「役員の選任基準」を制定しています。取締役候補者は役員指名諮問委員会の公正で厳格な審議に基づいて、取締役会で決定されます。監査役候補者は監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定されます。その後、それぞれの候補者を株主総会の議案として提出します。

＜選任基準＞

1. 人格、見識にすぐれ、心身ともに健康であること。
2. 遵法精神に富んでいること。
3. 事業運営、会社経営、法曹、行政、会計、教育、文化芸術のいずれかの分野で豊富な経験を有すること。また再任時には、さらに任期中の経営実績やグループ経営への貢献度を考慮されること。
4. 取締役のうち1／3以上は社外取締役とし、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称します）については、当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に抵触しないこと。
5. 社外役員については、現に4社以上の上場会社の役員に任ぜられていないこと。
6. 当該候補者が選任されることで、取締役会および監査役会それぞれが、知識・経験・専門能力のバランスがとれ、ジェンダーや国際性などの多様性が確保されること。

＜解任基準＞

1. 公序良俗に反する行為を行った場合。
2. 職務懈怠等により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合。

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称します）は当社の一般株主と利益相反関係を生じないよう、十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。かかる観点から当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を社外役員候補者として選定することとします。

1．当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）に過去に一度でも業務執行者（*）として所属したことがある者

（*）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる使用人をいう。

2．当社の株式を自己または他者の名義をもって議決権ベースで５％以上保有する大株主。当該大株主が法人、組合等の団体（以下「法人等」という）である場合は当該法人等に所属する業務執行者

3．次のいずれかに該当する者

(1) 当社グループの主要な取引先(*)、または当社グループを主要な取引先とする者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
(2) 当社グループの主要な借入先（*２）。当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
(3) 当社の主幹事証券会社に所属する業務執行者
(4) 当社グループが議決権ベースで５％以上の株式を保有する法人等に所属する業務執行者

（*）主要な取引先とは、当社グループまたは相手方から見た販売先、仕入先であって、その最近３年間における年間取引額の平均が、当社グループまたは相手方の連結売上高の２％を超えるものをいう。

（*２）主要な借入先とは、当社グループが借入れを行なっている金融機関または個人であって、最近３年間における事業年度末における借入金残高の平均が、当社または当該借入先の連結総資産の２％を超えるものをいう。

4．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

5．当社グループから多額（*）の金銭その他財産を得ている弁護士、会計士、税理士、弁理士、コンサルタント等の専門家。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれら専門家

（*）多額とは、当該専門家が、個人として当社グループに役務提供する場合か、当該専門家が所属する団体がこれをする場合かを問わず、役務の対価が最近３年間の平均で年間１千万円を超えることをいう。

6．当社グループから多額（*）の寄付を受けている者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者

（*）多額とは、寄付金額が最近３年間の平均で年間１千万円を超えることをいう。

7．社外役員の相互就任関係となる他の会社に所属する業務執行者

8．上記１から７までのいずれかに該当する者（重要な者（*）に限る）の配偶者または２親等以内の親族

（*）重要な者とは、 (i) 監査法人または会計事務所に所属する公認会計士の場合、社員またはこれと同等の者、法律事務所に所属する弁護士の場合、パートナーまたはこれと同等の者、その他法人等に所属する専門家の場合、これらと同等の者、また、 (ii) 法人等の業務執行者である場合には、業務執行取締役、執行役、執行役員、部長格以上の上級管理職にある使用人、および評議員、理事、監事等の役職者、ならびにこれらと同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

9．最近３年間において、上記２から８までのいずれかに該当していた者

10．その他当社の一般株主と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められる者

なお、上記２から９までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が社外役員としてふさわしいと判断する場合は、判断する理由を示したうえで例外的に社外役員候補者とする場合があります。

取締役会と監査役会の多様性（第１号議案、第２号議案が承認された場合）

取締役候補者番号	氏　名	●男性 ●女性	独立性（社外のみ）	当社が期待する知見・経験（＊）					
				会社経営 事業運営	財務 会計	法務 コンプライアンス	国際性	人材開発	文化芸術 社会的視点
1	塚　本　能　交	●		●			●		
2	安　原　弘　展	●		●			●		
3	山　口　雅　史	●		●	●			●	
4	宮　城　　晃	●		●	●	●	●		
5	黛　　まどか	●	●						●
6	齋　藤　　茂	●	●	●			●		
7	岩　井　恒　彦	●	●	●		●	●		

（＊）上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

監査役候補者番号	氏　名	●男性 ●女性	独立性（社外のみ）	当社が期待する知見・経験（＊）					
				会社経営 事業運営	財務 会計	法務 コンプライアンス	国際性	人材開発	文化芸術 社会的視点
1	廣　島　清　隆	●		●			●		
2	白　井　　弘	●	●		●				
－	中　村　友　紀	●			●				
－	浜　本　光　浩	●	●			●			
－	島　田　　稔	●	●	●	●		●		

（＊）上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。
（＊）上記一覧表には監査役候補者以外の現任の監査役も含まれています。

■ 役員報酬の額又はその算定方針の決定方針

当社の役員報酬制度は、独立社外取締役が委員長を務める「役員報酬諮問委員会」で設計されております。

本制度における取締役報酬は、固定報酬である基本報酬と各事業年度の業績に連動する短期業績連動報酬及び中期業績に連動する中期業績連動報酬により構成しています。なお業務執行から独立した立場である社外取締役には業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬である基本報酬のみとしています。報酬の水準については、同業種あるいは同規模の他企業と比較して、当社の業績や規模に見合った水準を設定しています。

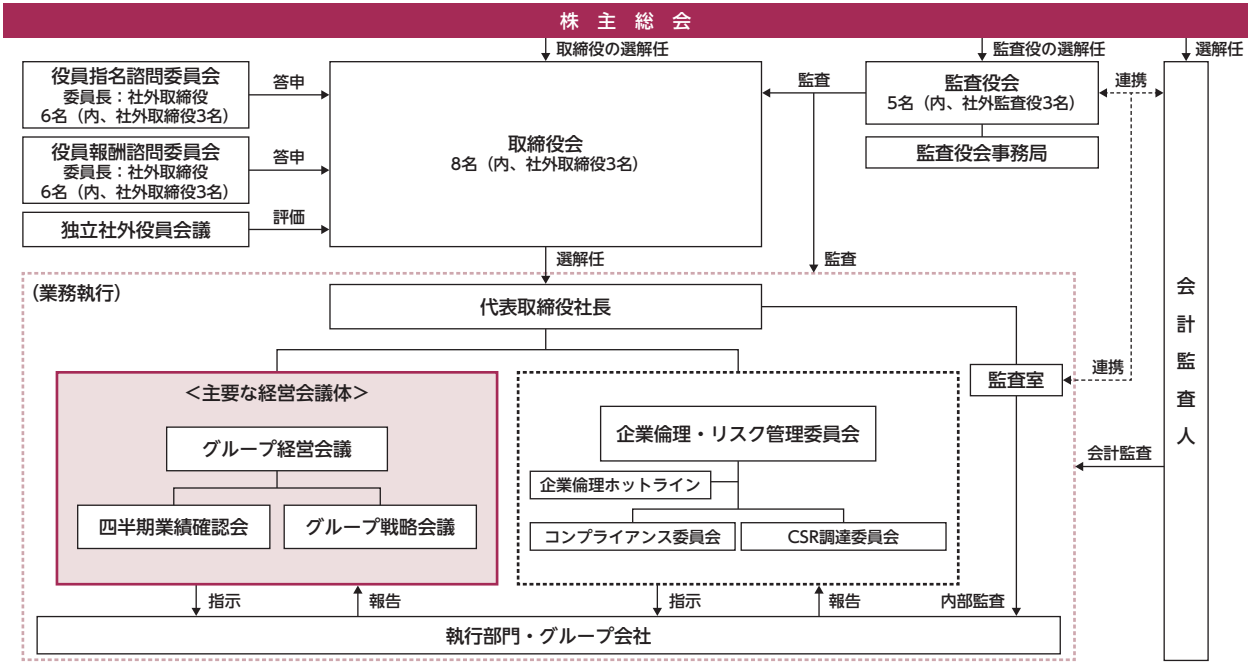
基本報酬の額については、2005年６月29日開催の第57期定時株主総会の決議により、取締役の報酬額（使用人兼務取締役の使用人給与を含まない）は年額３億5,000万円以内、監査役の報酬額は年額7,500万円以内と定めています。賞与の額に関しては、各年度の定時株主総会において、各事業年度の業績に応じて決定した支給額の決議をいただいております。また、ストックオプションの額については、2008年６月27日開催の第60期定時株主総会の決議により、年額7,000万円を上限としています。

なお、役員退職慰労金制度は、2005年６月29日開催の第57期定時株主総会の日をもって廃止しました。

■ コーポレート・ガバナンス体制図

コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社グループは、「株主」「顧客」をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。当社では、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて、以下に示すとおりの機関、体制を整備し、全社をあげて取り組んでおります。



	概要
1 企業倫理・リスク管理委員会	●代表取締役社長を統括責任者、管理担当取締役を委員長とし、社内取締役、事業会社の取締役、執行役員ほかで構成 ●企業倫理の遵守体制の強化と徹底、経営全般に関わるリスクの把握や管理体制の整備と強化を推進
2 役員指名諮問委員会	●独立社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数を占める6名（社外取締役、代表取締役社長、人事担当取締役、管理担当取締役）の委員と事務局1名で構成 ●取締役会の諮問機関として、取締役の選解任・昇任について審議、答申 ●委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議とすることで、透明性と公平性の高い運営を担保
3 役員報酬諮問委員会	●独立社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数を占める6名（社外取締役、人事担当取締役、管理担当取締役、その他の社内取締役）の委員と事務局1名で構成 ●取締役会の諮問機関として、取締役の評価・報酬について審議、答申 ●委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議とすることで、透明性と公平性の高い運営を担保
4 独立社外役員会議	●社外取締役、社外監査役、管理担当取締役で構成 ●独立会議として、取締役会の評価や運営改善に向けた審議、社外取締役・社外監査役の連携強化

事業報告（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(a) 事業の状況

売上高	1,942億01百万円	前期比 0.8%減	営業利益	48億79百万円	前期比 57.6%減
税引前当期純利益	22億03百万円	前期比 84.6%減	当社株主に帰属する当期純利益	3億41百万円	前期比 96.5%減

当社は、現在の中期（３ヵ年）経営計画の最終年度となる当期（2018年４月１日から2019年３月31日）においては、次の中期経営計画期間における成長軌道への回帰を実現すべく、事業効率を高める基盤整備の完了と、成長が期待できる事業領域への投資に取り組みました。㈱ワコールでは、組織再編を進めた卸売事業の経営効率とブランド価値を高めた小売事業の収益性を向上し、また、オムニチャネル戦略の一環として3Dボディスキャナーや AI（人工知能）を活かした接客サービスの導入準備を完了しました。海外事業では、高成長が続くECチャネルに対応した事業体制を強化するとともに、中国とユーロ圏市場でのブランドプレゼンスを拡大しました。一方、生産拠点の体制整備においては、大連やベトナムでは競争優位性ある商品の生産能力を高めることができたものの、タイの材料工場では構造改革に時間を要する結果となりました。

当期の連結売上高は、前期に比べ１％の減少となりました。EC販売が拡大した中国、改装工事が活況だった七彩が大きく伸びた一方、百貨店で苦戦した㈱ワコールの国内卸売の伸び悩みと、市場変化への対応が遅れたルシアン、Ai（アイ）、ピーチ・ジョンら、国内連結子会社の減収が響きました。

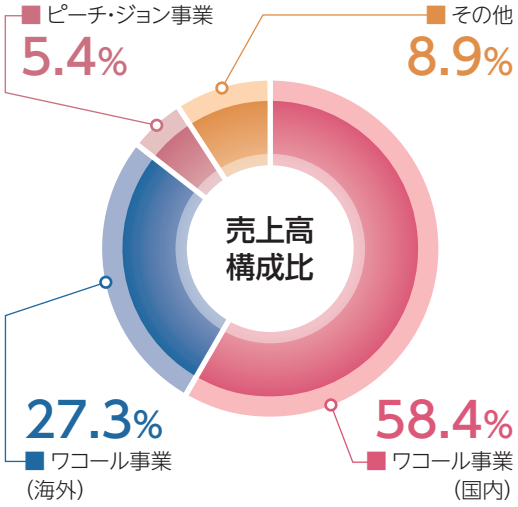
連結営業利益は、前期に比べ58％の減少となりました。事業効率を高めた㈱ワコールは、過去最高水準の売上利益率が寄与し増益、海外も増収効果で増益となりましたが、当社は、米国会計基準を採用しているため、ピーチ・ジョン等に係るのれん及びその他の無形固定資産の減損損失58.3億円を、営業費用として計上しました。この結果、営業利益は大きく減少しました。

ピーチ・ジョンについては、2008年の完全子会社化以降、トレンド感を強く反映する下着需要の減少とカタログ通販市場の縮小によって、計画した成長拡大を実現できず、過去数度に亘り無形固定資産の減損損失を計上しました。その後、ブランドイメージの転換と商品開発力強化を図るとともに、店舗とECに資源投下し、海外事業の拡大を加えて成長する計画としましたが、収益が回復しませんでした。現時点での今後の業績見通しからのれん及び商標権の公正価値を再評価した結果、56.4億円の減損損失を計上するに至りました。

連結税引前当期純利益は、前期に比べ85%減少しました。これは、営業減益の影響に加えて、米国会計基準の改正に伴って、当期より有価証券・投資評価損益を、その他の収益・費用として計上することになったことを受けて55.7億円の評価損失を認識したことによるものです。

以上の結果から、当社株主に帰属する当期純利益は3.4億円、前期に比べ97%の減少となりました。また、当期の連結売上高営業利益率は2.5%、連結ROE（株主資本当社株主に帰属する当期純利益率）は0.2%となりました。なお、当期の主要な為替換算レートは、1米ドル＝110.91円（前期110.85円）、1英ポンド＝145.68円（同147.03円）、1中国元＝16.72円（同16.63円）です。

オペレーティング・セグメントの実績は次のとおりであります。



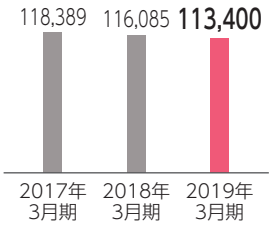
オペレーティング・セグメント情報

	売上高（百万円）	前期比（%）
ワコール事業(国内)	113,400	97.7
ワコール事業(海外)	53,100	102.3
ピーチ・ジョン事業	10,491	97.2
その他	17,210	101.5
計	194,201	99.2

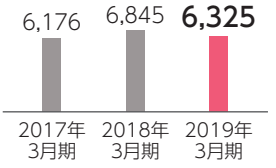
(注) セグメント情報は、米国財務会計基準審議会会計基準書280「セグメント報告」を適用しております。

ワコール事業（国内）

売上高 （単位：百万円）



営業利益 （単位：百万円）



売上高	1,134億00百万円	前期比 2.3% 減
営業利益	63億25百万円	前期比 7.6% 減

主要な事業内容

インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売

主要な製品

インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他

当該セグメントの売上高は、前期に比べ２％の減少となりました。㈱ワコールの卸売事業は、「ワコール」「ウイング」ブランドともに快適性と造形性を両立する高付加価値商品の開発により、主力アイテムのブラジャーが堅調に推移しました。しかしながら、百貨店を中心に展開するナイトウェアやマタニティ、ジュニア向けインナーウェアの苦戦と、「CW-X（シーダブリューエックス）」ブランドの不振が響き、減収となりました。小売事業は、ワイヤレスブラジャー「BRAGENIC（ブラジェニック）」が年間を通じて大きく伸長し全体をけん引しましたが、収益性改善に向けてセール販売を縮小したことに加え、購入ポイントが貯まる顧客のロイヤリティプログラムにおけるポイントの有効期間延長等に伴い、売上高の減少として計上する金額が拡大したことから、微増収にとどまりました。㈱Ai（アイ）は主力の水着事業が最需要期である夏場に苦戦した結果、前期を18%下回りました。

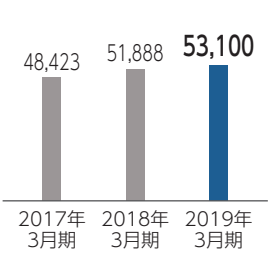
営業利益は、前期に比べ８％の減少となりました。㈱ワコールは売上利益率の改善が寄与し営業増益で終了したものの、前期に子会社工場用地の退去に伴う一時的な補償金収入を計上した反動が影響しました。



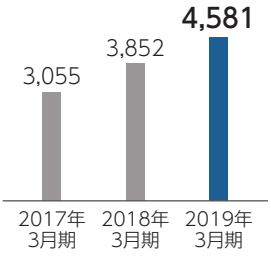
ワコールブランド
GOCOCi（ゴコチ）

ワコール事業（海外）

売上高　（単位：百万円）



営業利益　（単位：百万円）



売上高	531億00百万円	前期比 2.3% 増
営業利益	45億81百万円	前期比 18.9% 増

主要な事業内容

インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売

主要な製品

インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他繊維関連商品他

邦貨換算後の当該セグメントの売上高は、前期に比べ2％の増加となりました。現地通貨ベースの売上高については、前期に比べてワコールインターナショナル（米国）は１％の減収、ワコールヨーロッパは２％の増収、中国ワコールは10％の増収となりました。米国は、自社・他社ECを通じた販売が好調でしたが、百貨店（実店舗）での店頭販売の苦戦と、一部百貨店の経営破たんによる閉店などが影響しました。ヨーロッパは、英国百貨店の経営悪化による在庫調整等の影響があったものの、豊満体型女性向けブランド「elomi（エロミ）」の好調と相まってEC販売が大きく伸長しました。中国は、顧客データマーケティングの強化と物流体制の増強を行い、他社ECでの成長を加速しました。また、需要期の販促強化が奏功した百貨店も順調に推移しました。

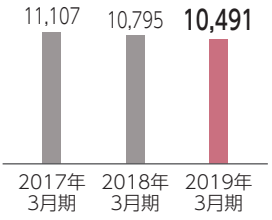
邦貨換算後の営業利益は19％の増加となりました。中国は増収効果に併せて、在庫効率の向上やEC売上比率の高まりによる売上利益率の改善が寄与しました。また、英国での希望小売価格の見直しや不採算直営店の閉鎖に加えて、ベトナム工場の生産性向上や、タイの材料工場に係る資産売却益と前期に計上した一時的なのれんの減損損失の反動もあり、増益となりました。



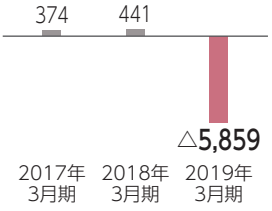
中国ワコール
ワコールブランド

ピーチ・ジョン事業

売上高 (単位：百万円)



営業損益 (単位：百万円)



売上高	104億91百万円	前期比 2.8% 減
営業損失	58億59百万円	前期比 ー%

主要な事業内容

インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア）、アウターウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、消費者への直接販売及び一部製品の卸売販売

主要な製品

インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア）、アウターウェア、その他繊維関連商品他

当該セグメントの売上高は、前期に比べ３％減少しました。市場動向の変化に対応する商品開発とチャネル開拓に努めたものの、国内店舗事業の来店数拡大につながらず、また自社ECも振るいませんでした。一方、2017年５月に営業を開始した台湾では、イベントやブログを活かしたブランド認知の拡大により、当期は34％の増収となりました。

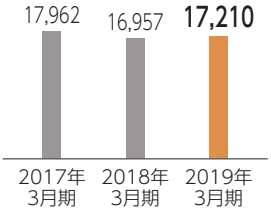
営業利益は、国内の減収影響と、競合の攻勢による中国事業の伸び率鈍化に加えて、販売員確保に関わる人件費や物流費の上昇のほか、本社オフィスの移転に伴う一時的な費用発生を受けて2.2億円の営業損失となりました。加えて、のれん及びその他の無形固定資産の減損損失（56.4億円）を計上しました。



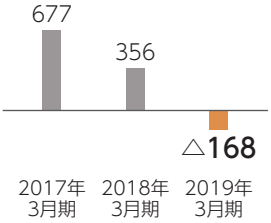
ピーチ・ジョン
ナイスバディブラ

その他

売上高　(単位：百万円)



営業損益　(単位：百万円)



売上高	172億10百万円	前期比 1.5% 増
営業損失	1億68百万円	前期比 ー%

主要な事業内容

インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造・卸売販売、マネキン人形の製造・販売、店舗設計・施工他

主要な製品

インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、その他繊維関連商品、マネキン人形、店舗設計・施工他

当該セグメントの売上高は、前期に比べ２％の増加となりました。ルシアンの売上高は、主力のインナーウェア事業が量販店PBの採用品番数の縮小を受けて苦戦したほか、マテリアル事業、アート・ホビー事業、アパレル事業ともに振るわず、前期を10%下回りました。一方、七彩の売上高は、大手百貨店の本店改装に加えて新規の内装工事が獲得できたため、前期に比べ工事事業が大きく伸長し、併せて物販事業も大きく拡大した結果、14%の増加となりました。

営業利益は、七彩が工事事業比率の高まりにより売上利益率は低下したものの、増収効果から増益となりました。しかしながら、ルシアンの営業損失を補うには至らず、当該セグメントの合計は営業損失となりました。



七彩
什器システムNPS-plus-W

(b) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(c) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は、57億83百万円であります。これらは、主に、子会社における情報システム投資及び所有不動産の維持補修工事に関するものであります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

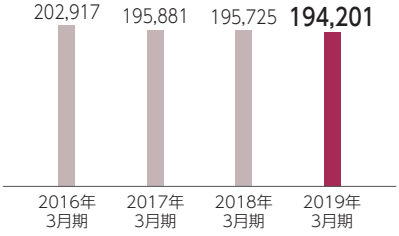
①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	2016年3月期 第68期	2017年3月期 第69期	2018年3月期 第70期	2019年3月期 第71期
売上高	202,917	195,881	195,725	**194,201**
営業利益	12,274	10,282	11,494	**4,879**
当社株主に帰属する当期純利益	11,159	12,525	9,745	**341**
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	158円46銭	180円26銭	143円46銭	**5円16銭**
総資産	292,854	294,958	298,534	**281,767**
株主資本	224,374	227,568	232,712	**216,494**
1株当たり株主資本	3,185円80銭	3,317円05銭	3,454円40銭	**3,321円57銭**

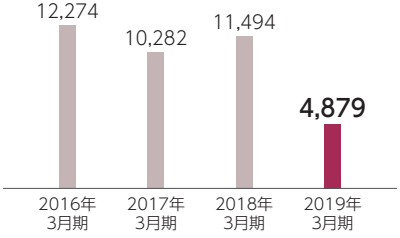
売上高

(単位：百万円)



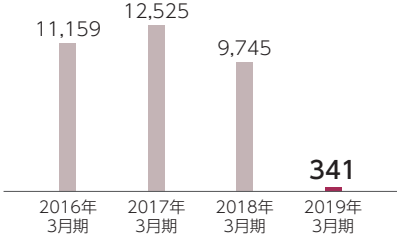
営業利益

(単位：百万円)



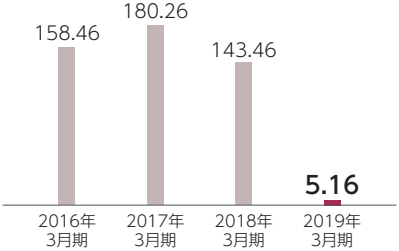
当社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



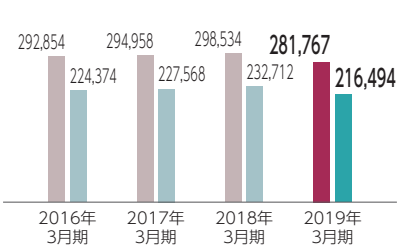
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

(単位：円)



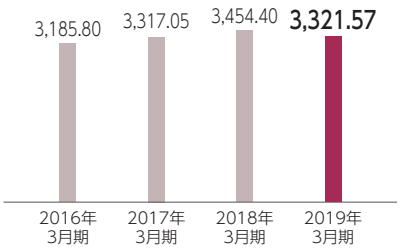
総資産 / 株主資本

総資産　株主資本　(単位：百万円)



1株当たり株主資本

(単位：円)



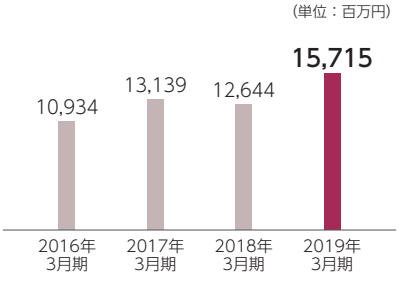
(注) 1. 上記の連結経営指標は米国会計基準に基づく金額であります。このため、経常利益に代えて営業利益を記載しております。
2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 1株当たり株主資本は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。
4. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。2016年3月期（第68期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり株主資本を算定しております。
5. 「期間年金費用及び期間退職後給付費用の表示に関する規定」（ASU2017-07）を2019年3月期（第71期）の期首から適用しております。これに伴い、2018年3月期（第70期）以前の数値を組替再表示しております。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

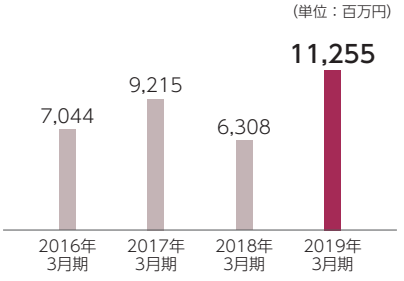
（単位：百万円）

区　分	2016年3月期 第68期	2017年3月期 第69期	2018年3月期 第70期	2019年3月期 第71期（当期）
営業収益	10,934	13,139	12,644	**15,715**
経常利益	7,044	9,215	6,308	**11,255**
当期純利益	6,739	11,453	6,461	**5,968**
1株当たり当期純利益	95円70銭	164円85銭	95円12銭	**90円24銭**
総資産	163,938	165,022	160,086	**154,554**
純資産	143,135	145,496	140,510	**134,813**
1株当たり純資産額	2,026円40銭	2,114円38銭	2,078円38銭	**2,060円13銭**

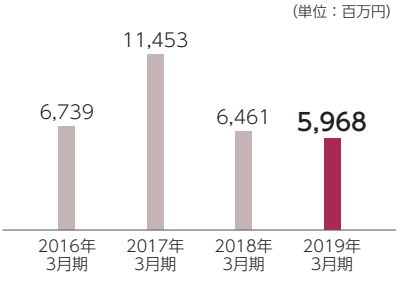
営業収益



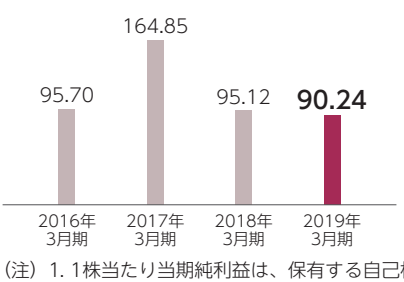
経常利益



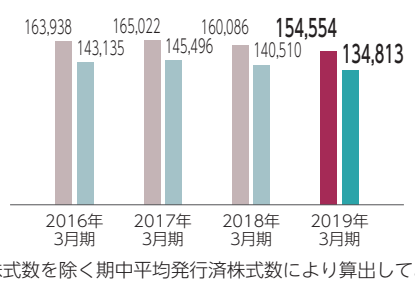
当期純利益



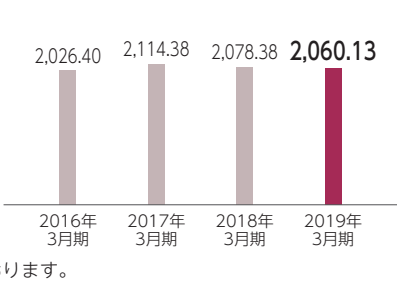
1株当たり当期純利益



総資産 / 純資産



1株当たり純資産額



（注）1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。2016年3月期（第68期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を2019年3月期（第71期）の期首から適用しております。2018年3月期（第70期）以前の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 対処すべき課題

国内における景況感は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな経済回復が期待される一方、非消費支出が家計を圧迫するなど、将来不安に伴った消費者の節約志向が依然強く、インナーウェアや被服等に対する消費回復は不透明です。

海外の市場環境は、米中の貿易摩擦問題やヨーロッパの政情不安の影響、百貨店をはじめとする大型小売店事業の再編、デジタル技術の革新による新しい流通チャネル・マーケティングの台頭などによって、かつての安定さを欠きつつあります。

こうした環境下において、当社にとって最主力の国内市場では、顧客サービスをデジタル技術で進化させ、競合が追随できない流通チャネル政策を実行することによって、ナンバー１ブランドとして、より盤石な市場評価を確立することが最も重要な課題です。また、ブランドや商品構成の最適化、バリューチェーンに関わる構造改革を推し進め、組織の生産性を最大化することによって、安定的な利益成長を継続しなければなりません。

一方、海外においては、一層のデジタル化が加速する市場環境の変化に遅れをとることなく、機敏に対応を図り成長のスピードを鈍化させないことが大きな課題です。併せて、市場へ参入しているものの小規模な事業にとどまっている国や地域では、事業拡大に向けた成長投資とともに事業基盤の整備を進める必要があります。海外の事業が、当社にとって成長ドライバーであることには変わりありません。

さらに当社は、100年を超えて、社会とともに持続的に成長し、グローバル化が進む世の中から信頼され、必要とされる企業であり続けるために、社会的な重要課題の解決に取り組んでいくことが必要だと考えております。

当社は、引き続き「グループとして世界のワコールを目指す」という将来像を掲げ、経営資源やグループのネットワークを最大限に活用して、常に先駆的な商品を世界市場に提供し、下着文化の領域を開拓し続けることを通して、ワコールグループの商品やサービスに対して、また社会的な課題への取り組みに対しても、世界のステークホルダーからの高い信頼の獲得を目指してまいります。

現在、中長期の戦略ビジョンを策定しておりますが、2020年３月期から2022年３月期までの３年間を、以下の柱となる項目を実現する期間と位置づけております。

- 「国内外ともに力強い成長軌道を示す」
- 「成果の乏しい事業やブランドの将来性を検証し、聖域なきグループ事業構造の見直しと改革を進める」
- 「経済的価値と社会的価値の双方を向上し企業価値を高める」

新しい3ヵ年の中期経営計画は、2019年6月中旬に当社ホームページに公表する予定です。
（https://www.wacoalholdings.jp/ir/）

株主の皆さまにおかれましては、なお一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な事業所及び工場

本社（京都府）

②子会社の主要な事業所及び工場

㈱ワコール（京都府）、㈱ピーチ・ジョン（東京都）、㈱ルシアン（京都府）、
九州ワコール製造㈱（長崎県）、㈱七彩（京都府）、㈱トリーカ（大阪府）、
WACOAL INTERNATIONAL CORP.（米国）、WACOAL AMERICA, INC.、
WACOAL EUROPE LTD.（英国）、WACOAL EMEA LTD.（英国）、
WACOAL EUROPE SAS（仏国）、
WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO.,LTD.、
WACOAL HONG KONG CO.,LTD.、和江留投資股份有限公司（台湾）、
華歌爾（中国）時装有限公司、A TECH TEXTILE CO.,LTD.（タイ）

(5) 従業員の状況

①企業集団の従業員

オペレーティング・セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減数（名）
ワコール事業（国内）	7,457	△201
ワコール事業（海外）	10,781	△104
ピーチ・ジョン事業	531	99
その他	1,893	△36
合計	20,662	△242

（注）1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員　739名）は含んでおりません。

②当社の従業員

従業員数（名）	前期末比増減数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
90	△5	46.7	20.6

（注）従業員数は、就業人員であります。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要事業内容	摘要
		百万円	%		
㈱ワコール	京都市南区	5,000	100.0	衣料品の製造販売	
㈱ピーチ・ジョン	東京都港区	90	100.0	衣料品の販売	
㈱ルシアン	京都市南区	90	100.0	衣料品及びその他繊維関連製品の製造販売	
㈱七彩	京都市南区	90	99.9	マネキン人形及びディスプレイ器具の製造販売 店舗設計・施工	
		千USドル			
WACOAL INTERNATIONAL CORP.	米国ニューヨーク市	20,000	100.0	米国子会社への投資	※1
WACOAL AMERICA,INC.	米国ニューヨーク市	2,062	100.0	衣料品の製造販売	※2
		千ポンド			
WACOAL EUROPE LTD.	英国ノーサンプトンシャー州	175	100.0	子会社への投資	
WACOAL EMEA LTD.	英国ノーサンプトンシャー州	250	100.0	衣料品の製造販売	※3
		百万タイバーツ			
A TECH TEXTILE CO.,LTD.	タイ王国バンコク市	1,000	54.2	原材料の製造販売	※4

(注) ※1 WACOAL INTERNATIONAL CORP.は、当社の子会社㈱ワコールが100%出資している会社であります。
※2 WACOAL AMERICA, INC.は、WACOAL INTERNATIONAL CORP.が100%出資している会社であります。
※3 WACOAL EMEA LTD.は、当社の子会社WACOAL EUROPE LTD.が100%出資している会社であります。
※4 A TECH TEXTILE CO.,LTD.は、当社の子会社㈱ワコールが54.2%出資している会社であります。

(7) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ワコール	京都市南区吉祥院中島町29番地	72,336百万円	154,554百万円

(8) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	2,000
株式会社京都銀行	1,200
株式会社滋賀銀行	800

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数　250,000,000株

（2）発行済株式の総数　70,689,042株　（自己株式5,510,891株を含む。）

（注）会社法第178条の規定に基づき、2018年5月25日付けで自己株式1,000,000株を消却いたしました。これにより、自己株式を含めた発行済株式の総数は前期末（2018年3月31日）より1,000,000株減少しております。

（3）株主数　14,597名

（4）大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社三菱UFJ銀行	3,195	4.90
明治安田生命保険相互会社	3,050	4.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,870	4.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,851	4.38
株式会社京都銀行	2,352	3.61
日本生命保険相互会社	1,836	2.82
株式会社滋賀銀行	1,823	2.80
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,525	2.34
第一生命保険株式会社	1,366	2.10
旭化成株式会社	1,241	1.90

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式5,510,891株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称（発行日）	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	行使時の払込金額	権利行使期間	保有状況
第1回新株予約権（2008年7月30日）	19個	普通株式 9,500株	1株当たり1円	2008年9月2日～2028年9月1日	取締役1名
第2回新株予約権（2008年7月30日）	4個	普通株式 2,000株	1株当たり1円	2008年9月2日～2028年9月1日	取締役1名（注）2
第3回新株予約権（2009年7月30日）	20個	普通株式 10,000株	1株当たり1円	2009年9月2日～2029年9月1日	取締役1名
第4回新株予約権（2009年7月30日）	4個	普通株式 2,000株	1株当たり1円	2009年9月2日～2029年9月1日	取締役1名（注）2
第5回新株予約権（2010年7月30日）	21個	普通株式 10,500株	1株当たり1円	2010年9月2日～2030年9月1日	取締役1名
第6回新株予約権（2010年7月30日）	4個	普通株式 2,000株	1株当たり1円	2010年9月2日～2030年9月1日	取締役1名（注）2
第7回新株予約権（2011年7月29日）	31個	普通株式 15,500株	1株当たり1円	2011年9月2日～2031年9月1日	取締役2名
第8回新株予約権（2011年7月29日）	8個	普通株式 4,000株	1株当たり1円	2011年9月2日～2031年9月1日	取締役1名（注）2 監査役1名（注）3
第9回新株予約権（2012年7月31日）	35個	普通株式 17,500株	1株当たり1円	2012年9月4日～2032年9月3日	取締役2名
第10回新株予約権（2012年7月31日）	6個	普通株式 3,000株	1株当たり1円	2012年9月4日～2032年9月3日	取締役1名（注）2 監査役1名（注）3
第11回新株予約権（2013年7月31日）	34個	普通株式 17,000株	1株当たり1円	2013年9月3日～2033年9月2日	取締役2名
第12回新株予約権（2013年7月31日）	12個	普通株式 6,000株	1株当たり1円	2013年9月3日～2033年9月2日	取締役2名（注）2 監査役1名（注）3
第13回新株予約権（2014年7月31日）	34個	普通株式 17,000株	1株当たり1円	2014年9月2日～2034年9月1日	取締役3名

名称（発行日）	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	行使時の払込金額	権利行使期間	保有状況
第14回新株予約権（2014年7月31日）	6個	普通株式 3,000株	1株当たり1円	2014年9月2日～2034年9月1日	取締役1名（注）2 監査役1名（注）3
第15回新株予約権（2015年7月31日）	32個	普通株式 16,000株	1株当たり1円	2015年9月2日～2035年9月1日	取締役4名
第17回新株予約権（2016年7月29日）	43個	普通株式 21,500株	1株当たり1円	2016年9月2日～2036年9月1日	取締役4名
第19回新株予約権（2017年7月31日）	28個	普通株式 14,000株	1株当たり1円	2017年9月2日～2037年9月1日	取締役4名
第21回新株予約権（2018年7月20日）	147個	普通株式 14,700株	1株当たり1円	2018年8月18日～2038年8月17日	取締役5名

（注）1. 社外取締役及び社外監査役は、新株予約権を保有しておりません。
2. 取締役保有分は、新株予約権発行時に子会社取締役の地位にあった時に付与されたものであります。
3. 監査役保有分は、新株予約権発行時に子会社取締役の地位にあった時に付与されたものであります。
4. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株（2017年9月1日以前に付与した新株予約権については、500株）であります。
5. 2017年10月1日付で行った普通株式2株を1株とする株式併合により、「目的となる株式の種類と数」は調整されております。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として子会社の役員に対し交付した新株予約権の状況

名称（発行日）	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	行使時の払込金額	権利行使期間	交付状況
第22回新株予約権（2018年7月20日）	62個	普通株式 6,200株	1株当たり1円	2018年8月18日～2038年8月17日	㈱ワコールの取締役5名

（注）新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	塚本能交	WACOAL INTERNATIONAL CORP.取締役会長
代表取締役社長	安原弘展	株式会社ワコール代表取締役会長
取締役副社長	若林正哉	グループ管理統括担当兼国際担当 企業倫理・リスク管理委員会委員長 和江留投資股份有限公司董事長
常務取締役	山口雅史	人事総務担当兼未来事業担当 株式会社ワコール取締役副社長執行役員
取締役	宮城晃	経営企画部長
取締役	黛まどか	北里大学客員教授 昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科客員教授 京都橘大学文学部日本語日本文学科客員教授 公益財団法人東日本鉄道文化財団評議員
取締役	齋藤茂	株式会社トーセ代表取締役会長兼CEO 株式会社SCREENホールディングス社外取締役
取締役	岩井恒彦	役員指名諮問委員会委員長 役員報酬諮問委員会委員長 株式会社資生堂シニアアドバイザー
常勤監査役	中村友紀	
常勤監査役	廣島清隆	株式会社ワコール監査役
監査役	白井弘	公認会計士・白井公認会計士事務所所長 株式会社アルテコ社外監査役 公立大学法人大阪市立大学理事
監査役	浜本光浩	浜本綜合法律事務所代表弁護士 東亜バルブエンジニアリング株式会社社外取締役
監査役	島田稔	綜通株式会社取締役会長 株式会社フルタイムシステム特別顧問

（注）1. 取締役黛　まどか氏、齋藤　茂氏、岩井恒彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役白井　弘氏、浜本光浩氏、島田　稔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。
4. 常勤監査役中村友紀氏は、長年にわたり当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役白井　弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 監査役島田　稔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
7. 社外取締役黛　まどか氏、齋藤　茂氏、岩井恒彦氏及び社外監査役白井　弘氏、浜本光浩氏、島田　稔氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役9名	338百万円	(うち社外	4名	25百万円)
監査役6名	59百万円	(うち社外	4名	21百万円)

(注) 1. なお、当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外3名）、監査役5名（うち社外3名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、2018年6月28日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名が含まれているためであります。

2. なお、報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・本総会において決議予定の役員賞与40百万円（社外取締役を除く取締役5名 40百万円）
・ストック・オプションによる報酬額43百万円（社外取締役を除く取締役5名 43百万円）

(3) 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	黛 まどか	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、文化芸術に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
取締役	齋藤 茂	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
取締役	岩井恒彦	2018年6月28日就任後開催された取締役会10回の全てに出席し、技術分野及び経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
監査役	白井 弘	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会15回の全てに出席し、主に公認会計士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。
監査役	浜本光浩	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会15回の全てに出席し、主に弁護士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。
監査役	島田 稔	2018年6月28日就任後開催された取締役会10回のうち9回に、また監査役会10回のうち9回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	141百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	165百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法等に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちWACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EUROPE LTD.、WACOAL EMEA LTD.、A TECH TEXTILE CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるグループ経理規程作成に向けた助言・指導及びCSR調達推進活動に関するコンサルティング業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から前事業年度の監査計画上の時間と実績時間との比較や過年度の監査報酬の推移等の必要な資料の入手、説明を受けた上で、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠及び水準について確認し、当事業年度の報酬が、会計監査人の独立性を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制及び監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会社法第399条第1項により会計監査人の報酬に同意しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。
また上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「ワコールグループ」といいます。）の取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため、「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」を制定しています。
・コンプライアンス体制を整備し、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発、ワコールグループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進するため、当社に代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当し、ワコールグループ全体に対する企業倫理およびリスク管理の対応を行います。
・ワコールグループの取締役・使用人が「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」に違反するおそれのあるコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに法務・コンプライアンス部へ報告できる体制となっています。この体制には内部通報制度（企業倫理ホットライン：法務・コンプライアンス部および外部法律事務所が窓口）も含まれます。報告・通報を受けた法務・コンプライアンス部は内容を調査し、担当部門と協議のうえ再発防止策を決定します。重要な問題については企業倫理・リスク管理委員会へ付議し、審議結果を取締役会・監査役会へ報告します。
・当社では、「企業倫理・ワコールの行動指針」において反社会的勢力の要求は毅然として拒否することを定めています。また反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会の承認の下、「文書管理規程」を制定しており、これにより、次に定める文書（電磁的記録を含むものとします。以下、同じ。）を関連資料とともに保存します。
＊株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録
取締役を最終決裁者とする書類等、その他「文書管理規程」に定める文書
・前記に定める文書（＊）の保管期間及び保管場所は「文書管理規程」に定めるところによりますが、保管期間は少なくとも10年間とします。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ワコールグループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するために、代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当します。
・リスク管理体制の基礎として、企業倫理・リスク管理委員会は取締役会の承認の下、「リスク管理基本規程」を定めています。企業倫理・リスク管理委員会は、同規程をもとにリスクカテゴリー毎の責任体制を明らかにし、ワコールグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するリスク管理体制を構築します。
・企業倫理・リスク管理委員会はワコールグループ全体のリスク管理体制の運営状況を定期的に取締役会へ報告します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は独立社外取締役とします。
・取締役・使用人が共有するワコールグループ横断的な中期経営計画を策定し、これに連動した部門毎の中期及び短期の活動方針と業績目標の設定を指示し、確認します。
・ワコールグループ各社の業績は月次単位で把握し、取締役会へ報告します。また、四半期毎に四半期業績確認会、グループ戦略会議を開催することにより業績及び施策の実施状況を確認し、目標に未達の場合はその改善策を検討し、必要に応じて目標の見直しを行います。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・「グループ会社管理規程」を制定しており、グループ会社の管理の基本方針を定めるとともに、当社取締役会で決裁する事項及び当社へ報告すべき事項を定め、この規程に従いグループ会社管理を行います。
・グループ会社間の取引は、公正で、法令・会計原則・税制に適合したもので行います。
・監査室はコンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・運営状況の監査を含めてグループ会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会及び管轄部門に報告するとともに、グループ会社に対して上記に関わる指導・助言を行います。
・主要な子会社では執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、適正かつ効率的な体制を構築します。
・外国の子会社については、各国の法令等を遵守し、合理的な範囲で本方針に従った体制とします。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

・監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。
・監査役補助者については専任とします。また監査役補助者の実効性と独立性を確保するため、その任命・評価・人事異動・懲戒等、人事に関する決定には、監査役の同意を必要とします。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・ワコールグループの取締役は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。
・ワコールグループの使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に直接報告することができます。当該報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いは受けません。
・ワコールグループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を報告することにより、監査役の監査が実効的に行われることを目指します。
  ・グループ経営会議に付議された事項　・月次、四半期のグループ経営状況　・内部監査結果
  ・内部通報制度への通報の状況　・上記の他重要な事項

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

・監査役の過半数は独立社外監査役とし、経営の透明性・中立性を高めます。
・監査役は監査室所属の使用人に対して監査業務に必要な事項を要求することができます。また監査役の職務に必要な費用は会社に請求できます。
・監査役は取締役会に出席する他、ワコールグループの主要な会議に出席することができます。
・監査役は監査室及び会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、報告を受けるとともに意見交換を行います。
・監査役会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができます。

(2) 「業務の適正を確保するための体制」運用状況の概要

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス体制を具体的に整備・運営するためにコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は四半期毎に開催し、コンプライアンスの啓発や内部通報された案件に関する検討等を実施しました。
・法務・コンプライアンス部では、社員への啓発活動として階層別の集合教育やe-ラーニング等を継続して実施しました。また、海外グループ会社に対する啓発活動や外部企業倫理ホットラインの拡大といった内部通報制度の充実に取り組んでいます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書管理規程」に定める書類は、「文書管理規程」に基づいて適切に保存されており、取締役及び監査役は適時閲覧することができます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・企業倫理・リスク管理委員会では、リスクの把握と対応策の実施状況のモニタリングを行い、四半期毎に取締役会へ報告しました。
・2018年4月より企業倫理・リスク管理委員会傘下にＣＳＲ調達委員会を設置し、グループの調達方針として、人権・労働慣行・環境や倫理などの社会的要求事項への配慮を重視する企業との取引を推進することなどを定めた「ワコールグループＣＳＲ調達ガイドライン」の仕入先様の遵守状況について、仕入先様の自己評価によるモニタリングに始まり、分析・評価フィードバック、是正・改善計画、フォローアップという、一連のサイクルを機能させる取り組みを開始しました。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役8名のうち3名を独立社外取締役とし、透明性の高い意思決定を行っています。また2015年4月に「役員の選任基準」「社外役員の独立性基準」を定めました。
・2020年3月期を初年度とするワコールグループ中期経営計画について検討・立案しました。
・四半期業績確認会、グループ戦略会議を四半期単位で開催し、業績及び施策の実施状況の確認と検討を行いました。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の決裁・報告事項は、「グループ会社管理規程」に基づいて適正に運営しています。
・監査室は年度毎の監査計画を定め、当社及び国内外の子会社を対象に、業務監査及び内部統制監査を実施しています。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

・現在、監査室は、監査役の求めに応じて適時その職務の補助を行っており、また、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんので、監査役補助者は任命されておりません。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は主要な会議に出席して付議事項や経営状況について報告を受けています。また内部監査結果や内部通報制度に通知のあった事案についても適宜報告を受けています。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

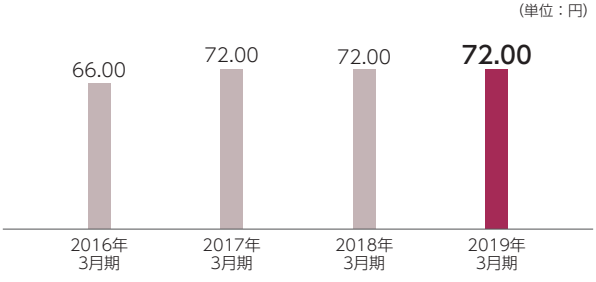
・監査役5名のうち3名は独立社外監査役とし、監査の実効性を高めております。
・会社は、監査役がその職務に必要な費用の全てを負担しております。
・監査役は、取締役へのヒアリング、国内外子会社往査などを行いました。またグループ監査役会議を主宰し、国内子会社監査役から定期的な報告を受けました。
・監査役は、会計監査人、監査室と定期的及び必要な都度、情報交換や意見交換を実施しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆さまへの利益配分に関しましては、収益力向上のための積極的な投資による企業価値の向上を図りながら、１株当たり当期純利益の増加を図るとともに、連結業績を考慮しつつ安定的な配当を実施させていただくことを基本方針としています。内部留保金につきましては、企業価値向上の観点から、国内事業における顧客接点の拡大や、海外事業拡大のための積極的な投資に加えて、競争力の維持や成長力強化のための戦略的投資に活用し、将来の収益向上を通して、株主の皆さまへの還元を図らせていただきたいと考えています。また、自己株式の取得を機動的に行い、資本効率の向上と株主の皆さまへの還元を図ってまいります。

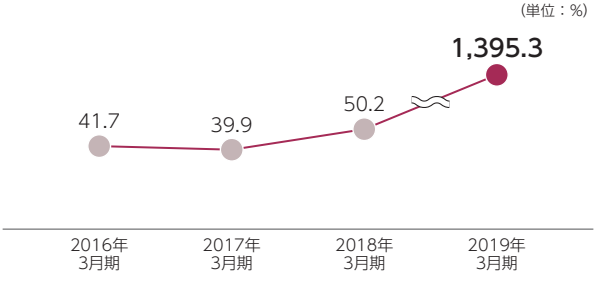
当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針等を勘案し、当社定款の規定に基づき、2019年5月15日開催の取締役会にて1株当たり36円、効力発生日を2019年6月4日とする決議をいたしました。これにより、中間で実施した配当金も含めて当事業年度の年間配当金は1株当たり72円となります。

1株当たり配当金



※2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。2018年3月期以前の1株当たり配当金については、当該株式併合後の1株当たりに換算した金額を記載しております。

連結配当性向



※当連結会計年度の連結当社株主に帰属する当期純利益は、341百万円と前期を大きく下回りましたが、株式会社ピーチ・ジョン及びその子会社に係る無形固定資産の減損損失及び投資有価証券の評価損を控除すれば9,441百万円であったことから36円（年間72円）の配当を行います。なお、当連結会計年度の連結配当性向は株式会社ピーチ・ジョン及びその子会社に係る無形固定資産の減損損失及び投資有価証券の評価損を控除した当社株主に帰属する当期純利益で算出した場合、50.7%となります。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	当期（2019年3月31日現在）	ご参考：前期（2018年3月31日現在）
資産の部		
流動資産	**108,016**	**105,812**
現金及び現金同等物	30,133	29,487
定期預金	4,004	4,296
有価証券	446	1,567
売掛債権	24,989	25,873
返品調整引当金及び貸倒引当金	△229	△2,459
たな卸資産	42,508	42,676
返品資産	1,180	−
その他流動資産	4,985	4,372
有形固定資産	**53,270**	**54,333**
土地	21,549	21,561
建物及び構築物	74,033	73,618
機械装置及び工具器具備品等	18,914	18,268
建設仮勘定	478	254
減価償却累計額	△61,704	△59,368
その他の資産	**120,481**	**138,389**
関連会社投資	21,859	22,512
投資	63,372	69,318
のれん	11,954	16,594
その他の無形固定資産	12,297	12,859
前払年金費用	3,990	10,178
繰延税金資産	1,362	1,194
その他	5,647	5,734
資産合計	**281,767**	**298,534**

科　目	当期（2019年3月31日現在）	ご参考：前期（2018年3月31日現在）
負債の部		
流動負債	**43,862**	**39,632**
短期借入金	8,116	7,104
支払手形	1,155	1,174
買掛金	10,638	11,393
未払金	6,548	7,053
未払給料及び賞与	7,209	7,213
未払税金	2,759	1,979
返金負債	3,482	−
一年内返済予定長期債務	50	50
その他流動負債	3,905	3,666
固定負債	**16,761**	**21,405**
長期債務	88	138
退職給付に係る負債	1,828	1,852
繰延税金負債	12,567	17,231
その他固定負債	2,278	2,184
負債合計	**60,623**	**61,037**
資本の部		
資本金	**13,260**	**13,260**
資本剰余金	**29,807**	**29,765**
利益剰余金	**193,139**	**172,418**
その他の包括損益累計額	**△4,128**	**28,597**
為替換算調整勘定	1,551	2,274
未実現有価証券評価損益	−	27,424
年金債務調整勘定	△5,679	△1,101
自己株式	**△15,584**	**△11,328**
株主資本合計	**216,494**	**232,712**
非支配持分	**4,650**	**4,785**
資本合計	**221,144**	**237,497**
負債及び資本合計	**281,767**	**298,534**

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　目	当期 （2018年4月1日から2019年3月31日まで）	（ご参考）前期 （2017年4月1日から2018年3月31日まで）
売上高	194,201	195,725
営業費用	189,322	184,231
売上原価	89,804	92,032
販売費及び一般管理費	93,684	92,701
補償金収入	－	△708
のれん及びその他の無形固定資産減損損失	5,834	206
営業利益	**4,879**	**11,494**
その他の収益・費用（△）	△2,676	2,792
受取利息	289	194
支払利息	△11	△10
受取配当金	1,429	1,329
有価証券・投資売却、交換及び評価損益（純額）	△5,430	206
為替差損益（純額）	76	△189
その他の損益（純額）	971	1,262
税引前当期純利益	**2,203**	**14,286**
法人税等	2,533	5,542
当期税額	5,350	4,880
繰延税額	△2,817	662
持分法による投資損益調整前当期純利益（△純損失）	**△330**	**8,744**
持分法による投資損益	725	916
当期純利益	**395**	**9,660**
非支配持分帰属損益	△54	85
当社株主に帰属する当期純利益	**341**	**9,745**

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	当期（2019年3月31日現在）	ご参考：前期（2018年3月31日現在）
資産の部		
流動資産	**12,732**	**11,545**
現金及び預金	8,906	8,063
有価証券	–	10
関係会社短期貸付金	4,838	4,554
その他	1,884	1,303
貸倒引当金	△2,897	△2,385
固定資産	**141,822**	**148,540**
有形固定資産	**38,999**	**39,902**
建物	19,180	20,070
構築物	246	271
機械装置	22	25
工具、器具及び備品	1,207	1,192
土地	18,342	18,342
無形固定資産	**587**	**588**
借地権	585	585
その他	2	2
投資その他の資産	**102,234**	**108,049**
投資有価証券	5	596
関係会社株式	101,846	107,066
その他	382	386
資産合計	**154,554**	**160,086**

科　目	当期（2019年3月31日現在）	ご参考：前期（2018年3月31日現在）
負債の部		
流動負債	**18,389**	**18,145**
支払手形	20	31
短期借入金	4,000	2,500
関係会社短期借入金	13,649	14,825
未払金	450	519
未払費用	12	14
未払法人税等	128	113
賞与引当金	73	74
役員賞与引当金	40	57
その他	14	10
固定負債	**1,350**	**1,430**
繰延税金負債	924	1,003
その他	426	426
負債合計	**19,740**	**19,575**
純資産の部		
株主資本	**134,275**	**140,016**
資本金	**13,260**	**13,260**
資本剰余金	**29,294**	**29,294**
資本準備金	29,294	29,294
利益剰余金	**107,304**	**108,790**
利益準備金	3,315	3,315
その他利益剰余金	103,989	105,475
固定資産圧縮積立金	4,137	4,281
別途積立金	90,000	90,000
繰越利益剰余金	9,851	11,193
自己株式	**△15,583**	**△11,328**
評価・換算差額等	**0**	**△2**
その他有価証券評価差額金	0	△2
新株予約権	**538**	**497**
純資産合計	**134,813**	**140,510**
負債・純資産合計	**154,554**	**160,086**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科　目	当期 （2018年4月1日から2019年3月31日まで）	（ご参考）前期 （2017年4月1日から2018年3月31日まで）
営業収益	15,715	12,644
賃貸収入	4,540	4,487
配当金収入	10,829	7,818
その他	345	338
営業費用	1,908	1,928
賃貸原価	1,908	1,928
営業総利益	**13,807**	**10,715**
販売費及び一般管理費	2,014	2,169
営業利益	**11,792**	**8,546**
営業外収益	108	169
受取利息	14	11
受取配当金	3	11
有価証券売却益	－	126
関係会社貸倒引当金戻入額	79	－
その他	11	20
営業外費用	646	2,408
支払利息	19	10
有価証券売却損	27	－
関係会社貸倒引当金繰入額	592	2,385
その他	8	11
経常利益	**11,255**	**6,308**
特別利益	120	746
固定資産売却益	－	38
関係会社株式売却益	50	－
受取補償金	－	707
受取保険金	70	－
特別損失	5,029	70
固定資産除売却損	5	70
関係会社株式評価損	5,000	－
災害による損失	24	－
税引前当期純利益	**6,345**	**6,984**
法人税等	376	523
法人税、住民税及び事業税	456	417
法人税等調整額	△80	105
当期純利益	**5,968**	**6,461**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社ワコールホールディングス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新　免　和　久　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　酒　井　宏　彰　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　嶋　誠一郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社ワコールホールディングス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新　免　和　久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	酒　井　宏　彰 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　嶋　誠一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

株式会社ワコールホールディングス　監査役会

常勤監査役　**中　村　友　紀** ㊞

常勤監査役　**廣　島　清　隆** ㊞

監　査　役　**白　井　　弘** ㊞

監　査　役　**浜　本　光　浩** ㊞

監　査　役　**島　田　　稔** ㊞

（注）監査役白井　弘、浜本光浩及び島田　稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

場所

当社本社ビル 10階ホール

京都市南区吉祥院中島町29番地

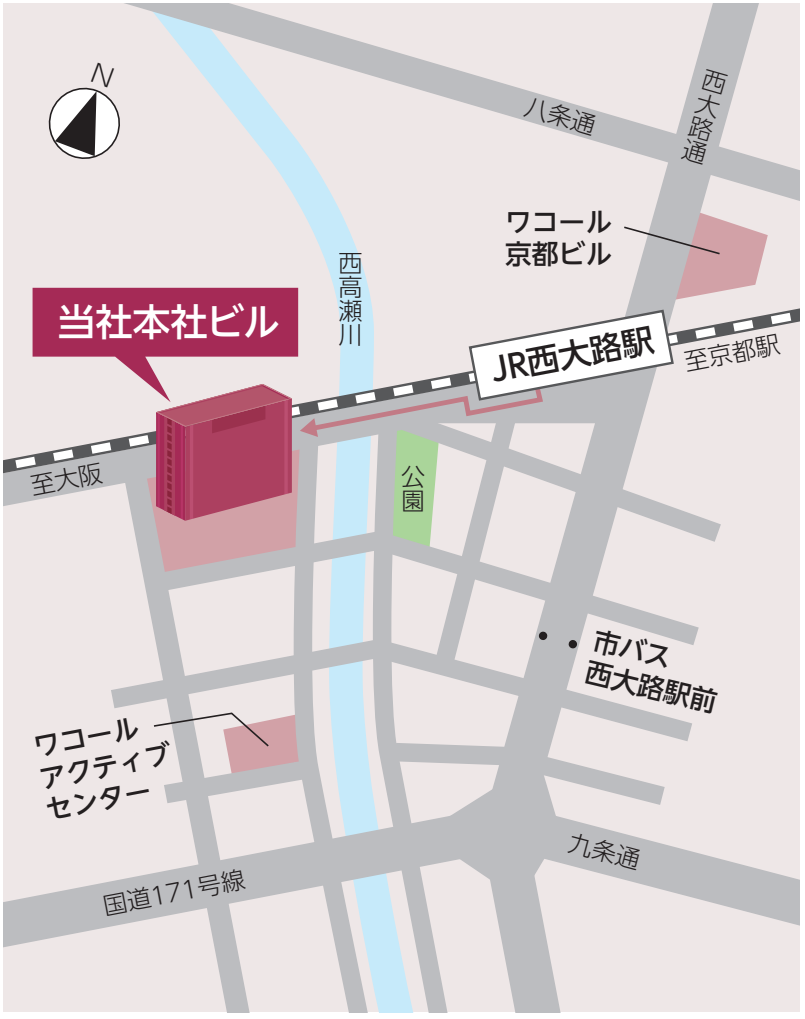


交通

JR西大路駅下車 徒歩3分

駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会ご出席の株主さまへのお土産は配布しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



株式会社ワコール ホールディングス

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022337

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。